





二字加入

捨印は欄外に押印します。捨印を使って訂正した場合はわきに文字数を記載します。

## 遺産分割協議書

平成28年2月1日,東京都渋谷区渋谷町3丁目10番2号 長谷川太郎(最後の本籍 東京都渋谷区渋谷町3丁目10番地)の死亡によって開始した相続の共同相続人である長谷川花子,長谷川一郎及び石川温子は,本日,その相続財産について,次のとおり遺産分割の協議を行った。

1. 次の遺産は、長谷川一郎が相続する。

所 在 渋谷区渋谷町3丁目

地 番 12番1

地 目 宅地

地 積 123・45平方メートル

不動産は地番で記載します。

所 在 渋谷区渋谷町3丁目12番地1

家屋番号 12番1

種 類 居宅

構 造 木造かわらぶき 2 階建

床 面 積 1階 43・00平方メートル

2階 21・34平方メートル

2. 次の遺産は、長谷川花子が相続する。

洪之

渋谷銀行 新宿支店 普通預金 口座番号1234567 ゆうちょ銀行 通常貯金 記号番号12345-66667777

預貯金の金額は記載しなく てもかまいません。

- 3. 長谷川一郎は、第1項記載の遺産を取得する代償として、石川温子に、平成 28年5月1日までに、金1000万円を支払う。
- 4. 本協議書に記載なき遺産及び後日判明した遺産については、長谷川花子が取得する。

後から出てきた遺産につい て記載ができます。

捨印を使えば

訂正印は不要です。

本協議を証するため、本協議書を3通作成して、それぞれに署名、押印し、各自 1通を保有するものとする。

平成28年3月31日

住所氏名は直筆で署名します。 必ず実印で押印して、印鑑証明書を添付します。

東京都渋谷区渋谷町3丁目10番2号

長谷川花子

老子

東京都渋谷区渋谷町3丁目10番2号

長谷川一郎

一郎

東京都豊島区池袋町1丁目2番3号-101号

石川温子



作成:シルク司法書士事務所

利用はご自身の責任において行っていただくようお願いいたします。この書式の利用により生じたあらゆる損害に対し、当事務所はいかなる責任も負わないものとします。